2018 年版

# 法人対策の手引き

【 法人設立編 】

東京土建一般労働組合　税金経営対策部・総合事業支援センター

〒 169 - 0074　新宿区北新宿 1 - 8 - 16

TEL 03 - 5332 - 3971　　FAX 03 - 5332 - 3972

# 法人対策の手引き　目次　　2018年3月9日（第1版）

## 【 法人設立編 】


1　会社をつくる前に …… 2

1）法人設立の動機　2）個人事業所得と法人給与の対比

3）小規模法人への課税強化について　4）法人と個人の区別

2　会社にかかる経費 …… 6

1）「会社にすると経費がとれる」とは本当か　2）会社にすると増える経費もある

3）法人にも青色と白色がある

3　どのような会社をつくるのか …… 11

1）定款・役員・目的・資本金の意味

2）法人にしても建設業許可が取れるとは限らない

3）法人で収集運搬許可をとる場合　4)消費税の課税事業者の扱い

4　法人設立の手順 …… 16

1）謄本の内容を決めます　2）必要書類

5　設立後の処理 …… 19

1）金融機関口座開設　2）税務署、都、市町村への届出書類

3）土建国保の「適用除外」　4）労働保険（労災保険、雇用＝失業保険

5）法人役員は使用人か使用者か　6）建設業許可

7）就業規則


## 【 資料編 】


1　個人事業から法人成りの場合の税金負担の考え方・例 …… 25

2　経営自己診断チェックリスト …… 26

# 法人設立編

## 1　会社をつくる前に

2005 年の法改正により、現在の会社法で規定されているのは、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の 4 種類です。

会社法施行以前に設立された、有限会社は一定の条件で継続が認められていますが、新たに設立することはできません。

これから法人を設立してみようという人にとって、「個人から法人にする」とどんなことがおこるのか、有利か不利か、準備になにが必要か考えてみましょう。

### 1）法人設立の動機

会社にしてみたいという人の動機はいくつかあります。

① 親会社や元請企業との関係で、法人組織だと取り引き条件がよくなる、あるいは法人でないと取引できないなどの指示や通知があった。

② 個人より法人の方が社会的な信用が得られやすいと思う。経営を安定させたい。

③ 節税対策として法人を設立したい。

生活し、営業をつづけていくためには関連会社との取り引きをやめるわけにいかず、心ならずも会社にすることもあります。

また、「税金対策」としては、いまの税法では、事業主（家族も）には給与が「経費」として自由に認められず、所得税がかかります。そこで会社にして家族が「給料とり」になろうというわけです。さらに、消費税対策として設立している場合もあります。

いずれにしても、わたしたちのおこなう小規模法人の設立（いわゆる「法人成り」）は、一方では大手資本の圧力のなかで営業を維持し、他方で国の不公平な制度の矛盾に対応しようとしておこる問題としてとらえる必要があります。

### 2）経営責任は取締役にあります

法人、個人を問わず、興した事業をどのようにすすめ、経営を安定化させ、発展させるのかは重要です。「法人は設立したものの、複式簿記は分からない」「会社の決算書が読めない」など、良く聞く話です。

自分の会社の経営状態をつかんでいないと、「仕事があるのにいつも金回りが悪い」「次の仕事の準備金がない」といった状態に陥りやすく、ついつい金融機関への借金を当てにすることになります。財務内容をしっかり押さえておかないと、金融機関もお金を貸してくれません。

### 3）経営計画、事業計画を立てて経営の安定と発展をめざそう

法人、個人を問わず事業を興した以上、自社の発展と儲けることを目指さない経営者は居ないと思います。例えば売上目標は、事業所なら設定するのが当たり前です。そのためには、現場を任せられる自立した職人を育てなければなりません。当然、有資格者の新たな雇い入れで会社としてのステータスをあげることも必要です。優秀な職人を定着させるためには、労働環境の整備や賃金確保も必要です。こうした様々なことを学ぶには、片腕となる職人が必要であり、そうした目標をどこまで設定するのか、こうした点を明確にするのが事業計画です。

### 4）個人事業所得と法人の給与所得の対比 → 個人と法人事業所の違い

#### （1）個人と法人の給与の違い

| 事業形態 | 個人 | | 法人 |
|---|---|---|---|
| | 白色申告者 | 青色申告者 | 法人事業者 |
| 本人 | なし | なし | 役員報酬 |
| 妻 | 86万円 | 届出額 | 役員報酬または給与 |
| 子 | 50万円 | 届出額 | 役員報酬または給与 |

※ 子については、その年の 12 月 31 日現在で年齢が 15 歳以上

個人でも家族が事業にたずさわっていれば、専従者給与が認められています。

しかし白色申告では額が大変低く抑えられ、青色申告では事前に税務署にとどけた額の範囲でしか認められません。

法人の場合、役員であれば会社の会議をへて役員報酬をあげることができますし、役員でない妻には事業にたずさわっていれば、世間なみの賃金（給与）を自由に支給できます。また事業にたずさわっていれば、未成年者でもいくらかの賃金を支給できます。

### (2) 事業所得と給与所得＋法人所得の税負担の違い。

（例 1）四人家族（本人 39 歳、妻 38 歳、長男高校生、長女小学生）で事業所得 700 万円
（平成 27 年度データより）

| | 白色事業所得 | 役員 1 人報酬 700 万として<br>法人税引前利益 0 として | | 役員 1 人報酬 600 万として<br>法人税引前利益 100 万として | |
|---|---|---|---|---|---|
| 給与収入 | 0 | 7,000,000 | | 6,000,000 | |
| 個人事業所得 | 7,000,000 | 0 | | 0 | |
| 給与所得 | 0 | 5,100,000 | | 4,260,000 | |
| 所得　計 | 7,000,000 | 5,100,000 | | 4,260,000 | |
| 法人税引前損益 | | | 0 | | 1,000,000 |
| 配偶者控除 | 380,000 | 380,000 | | 380,000 | |
| 扶養控除 | 630,000 | 630,000 | | 630,000 | |
| 基礎控除 | 380,000 | 380,000 | | 380,000 | |
| 控除　計 | 1,390,000 | 1,390,000 | | 1,390,000 | |
| 差引 | 5,610,000 | 3,710,000 | | 2,870,000 | 0 |
| 所得税 | 694,500 | 314,500 | | 193,700 | 0 |
| 事業税 | 205,000 | 0 | | 0 | |
| 住民税 | 586,500 | 376,000 | | 292,000 | |
| 法人税 | | | 0 | | 150,000 |
| 法人事業税 | | | 0 | | 34,000 |
| 法人住民税 | 0 | | 70,000 | | 89,300 |
| **税金　計** | **1,486,000** | **780,500** | | **759,000** | |

**※ 法人の場合、交際費の損金不算入額は 0 円、所在地は東京都で支店なし、**
**資本金 1000 万円以下として試算**

## 3)小規模法人への課税強化について

個人事業ですと所得税・住民税のほかに事業税がかかり、自治体の国民健康保険税などにも連動します。法人にした場合、給与に所得税がかかるのは当然ですが、会社に利益がでなくても 7 万円の法人住民税をおさめ、さらに利益がでたときは、その額でだいぶ違いますが、おおむねその 31～38％を法人税・法人住民税・法人事業税として払うことになります。

所得税の税務事後調査では、四人家族でおおむね 300 万円を生活水準として申告税額をはじきだし、税金のつりあげをはかっています。

そのことなどを根拠に設立後に所得税の調査がおこなわれることもあります。

法人設立後は、個人のときの所得が、法人の役員報酬の額と法人の利益の合計額が「ものさし」となることに注意してください。

## 4) 法人と個人の区別

### (1) 出資金は法人設立後は自分のお金ではありません。

出資金は、設立後は会社のお金です。

小規模企業では、通常、役員以外に出資者となる方がいません。

配当を目的として、出資してくれる方はいないからです。小規模企業にあっては、役員が自分で働いて利益を出さなくては、自分の役員報酬も確保できません。

自分で出資して自分で役員になっていると、「出資金も自分のお金だ」と錯覚することになりますが、出資金はあくまで会社のお金であり、正規の手続きをしないかぎり、戻ってきません。

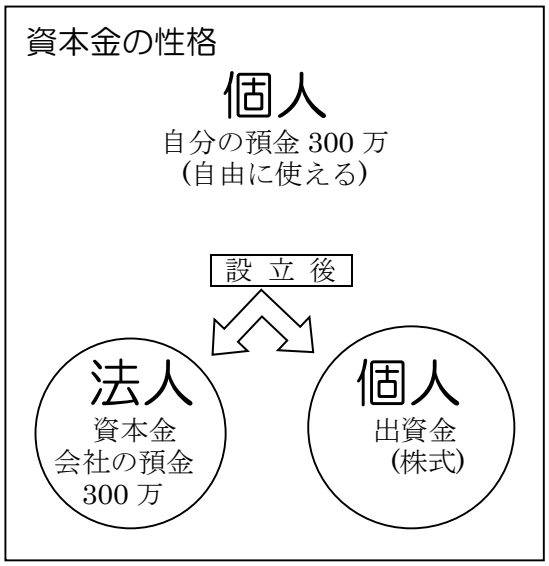


設立後、勝手に資本金を個人の口座に戻してしまうと、役員への貸付金という扱いとなります。

### (2) 役員報酬は勝手には変えられません。

自分の会社だからと言って、役員報酬を勝手に変えていいわけではありません。

役員報酬の改定には、株主総会または取締役会の議事録が必要です。これは役員が１人だけの会社でも同じです。

通常は、決算終了後(5 月決算、7 月申告の場合、6～8 月が定時株主総会となります)、通常以外の時期に増額すると、役員賞与と認定される場合があります。

役員賞与は損金不算入となり、源泉所得税だけでなく、法人税もかかり 2 重に課税されることになります。

# 2　会社にかかる経費

## 1)「会社にすると経費がとれる」とは本当か

個人経営でも法人経営でも「経費」の考え方はほぼ同じですが、扱いの違うものもあります。

また、「会社は帳簿をつけるのが大変」という話も耳にします。そういう事実もありますが、記帳方法は個人でも法人でも原則は同じです。

現在は白色申告者でも記帳義務があり、個人も法人も「経費」には領収書（または出金を裏づけるもの）が必要ですし、そのためには日頃から記録を残す努力が大切です。

**個人と法人の経費（損金）の違いの例**

| | 個　人 | 法　人 |
|---|---|---|
| 償却資産（車・機械など） | 事業の使用割合によって経費算入 | 法人名義のものは全額損金扱い |
| 接待交際費 | 直接事業にかかわる交際費であること。 | 資本金の額が１億円以下の法人は、現行の定額控除限度額（800 万円）までの損金算入に加えて、飲食のために支出した費用の 50%の損金算入制度が新たに設けられ、どちらか有利な方法を選択できるようになりました。交際費などの金額が 800 万円以下であれば、定額控除を選択したほうが有利です。800 万円を超える場合は、5000 円を超えた飲食費などの 50%を損金算入できる方法が有利であれば選択しましょう。なお、定額控除限度額（800 万円）は、該当事業年度の月数までです。１２分の月数で決めます。 |
| 光熱費 | 自宅分は事業割合により按分 | 法人として契約している光熱費は損金。会社の光熱費を個人で使用している場合は、自家消費として雑収入扱い |
| 減価償却費 | 強制償却<br>決算上赤字でも償却する | 任意償却<br>決算上、償却額を計上するかどうかは任意 |

## 2）会社にすると増える経費

### (1)社会保険（協会けんぽ・厚生年金保険）

社会保険（現在は協会けんぽといいます）・厚生年金保険は 1989 年 4 月より「5 人未満の法人事務所」についても強制適用され、社保加入は義務となっています。

協会けんぽについては、土建国保や建設国保と厚生年金をセットにする手続もあります。（これを適用除外といいます）

<table>
<tr><th></th><th>個人事業所</th><th>法人事業所</th></tr>
<tr><td>事業主</td><td>事業主は適用されない</td><td rowspan="3">社長は適用。<br>社長以外の役員も常勤の場合は適用対象。<br>従業員も常勤は適用（本人の意思、国籍、給与額等不問、常勤している間は 70 歳まで加入）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従業員</td><td>常時 5 人未満の場合は任意適用</td></tr>
<tr><td>常時 5 人以上は、強制適用</td></tr>
</table>

保険料(2018 年 3 月現在)

協会けんぽ(東京の場合) …… 標準報酬月額(給料)の　99.0／1000
介護保険(協会けんぽ)　…… 〃　15.7／1000
厚生年金 …… 標準報酬月額(給料)の 183.0／1000
子ども・子育て拠出金 …… 標準報酬月額(給料)の 2.3／1000(全額事業主負担)

この保険料は、会社（事業主）が毎月金融機関の口座振替もしくは直接納付で支払い、事業主および被保険者（従業員）で折半した保険料額を、従業員の給料から徴収します。

賞与が支給されている場合は、賞与支給額に対して同じ保険料率が適用されます。

**保険料の例**

| 給与月額 | 協会けんぽ(社保) | | 厚生年金 | | 合計納付額<br>健保＋厚生年金 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 保険料<br>99.0/1000 | 個人負担分<br>1/2 | 保険料<br>183/1000 | 個人負担分<br>1/2 | |
| 100,000 | 9,702.0 | 4,851.0 | 17,934 | 8,967 | 27,636.0 |
| 300,000 | 29,700.0 | 14,850.0 | 54,900 | 27,450 | 84,600.0 |
| 500,000 | 49,500.0 | 24,750.0 | 91,500 | 45,750 | 141,000.0 |
| 600,000 | 58,410.0 | 29,205.0 | 107,970 | 53,985 | 166,380.0 |
| 800,000 | 78,210.0 | 39,105.0 | 113,460 | 56,730 | 191,670.0 |

※ 40 歳～65 歳未満の被保険者は、上記健康保険料に介護保険料(15.7/1000)が上乗せ
※ 厚生年金保険料は、605,000 円以上は上限につき 113,460 円で固定
※ 1 円未満の端数は、個人負担分が 50 銭以下の場合は切り捨て、50 銭以上の場合は切り上げて給与から控除、納付額は被保険者全員の合計納付額の際に端数切り捨て

## (2) 税外負担を加算した場合の負担額の例

※ 例１の４人家族の場合
※ 厚生年金は事業主負担分を含む金額です。

| | 白色事業所得<br>個人事業主 | 役員１人報酬 700 万円<br>月額 58 万円として<br>法人税引前利益 0 として | | 役員１人報酬 600 万円<br>月額 50 万円として<br>法人税引前利益 100 万として | |
|---|---|---|---|---|---|
| 給与収入 | 0 | 7,000,000 | | 6,000,000 | |
| 個人事業所得 | 7,000,000 | 0 | | 0 | |
| 給与所得 | 0 | 5,100,000 | | 4,260,000 | |
| 所得　計 | 7,000,000 | 5,100,000 | | 4,260,000 | |
| 法人税引前損益 | | | 0 | | 1,000,000 |
| 税金　計 | 1,486,000 | 780,050 | | 759,000 | |
| 土建国保(年間) | 466,800 | 537,600 | | 537,600 | |
| 国民年金(年間) | (2 人)394,020 | **※3 号被保険者** | | **※3 号被保険者** | |
| 厚生年金(年間) | | 1,290,064 | | 1,093,280 | |
| | **2,346,820** | **2,608,164** | | **2,389,880** | |

・協会けんぽの保険料率は毎年 3 月に改定がおこなわれ、厚生年金保険料率はこの間段階的に引き上げられていましたが平成 29 年 9 月分から 183/1000 で固定となりました。
・厚生年金被保険者の配偶者(年収 130 万円未満であること)は、国民年金第 3 号被保険者として届出をすることにより、保険料を支払わなくても納付したこととなります。
・法人所得 1000 万円と個人営業所得 1000 万円では、税負担という点では大差はありません。
・700 万円の所得では、法人化することの節税メリットはほとんどなくなることが分かります。

**個人営業所得 1000 万円または法人所得 1000 万円の場合の税負担**

※ 例１の４人家族の場合

※ 法人の場合は、役員報酬に対する源泉所得税は含んでいません。

| | 個人営業所得 1000 万円 | 法人所得 1000 万円 | |
|---|---|---|---|
| 所得税 | 1,486,000 | | |
| 法人税 | | | 1,664,000 |
| 事業税 | 205,000 | | 678,700 |
| 住民税 | 898,500 | 都 | 73,300 |
| | | 市 | 211,700 |
| 合　計 | 2,655,300 | | 2,836,900 |

他にも法人になると登記関係の書類作成、記帳決算、税金申告、労働(労災)保険への加入義務(個人事業でも義務となっています)、建設業許可、司法書士・税理士・行政書士等への手続き依頼と、その代行にともなう報酬の支払いも発生します。
いずれにしてもたくさんの「お金」がかかります。

**小規模法人の健保・厚生年金に負担軽減措置を**

東京土建は、厚生年金は、建設業界での福利厚生の向上、建設労働者の年金権の確保という観点から、基本的には推進するべき適用を促進しています。

しかし、劣悪な賃金・単価での経営を余儀なくされている小規模法人にとって現在の年金制度はその保険料負担に耐えられないものです。

小規模法人に対する、保険料率の軽減などの負担軽減措置は、雇用と経営を守るためにも必要です。

### 3)法人にも青色と白色がある

個人事業申告に青色と白色があるように法人申告にも青色と白色があります。
法人の青色申告をしている場合は、欠損金の繰越※ ができます。

> ※事業年度開始の日の前 9 年以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入されます。なお、平成３０年以降に開始する事業年度において生じる欠損金額の繰越期間は１０年とされています。（平成２８年度税制改正）

青色申告には、税制上のメリットがありますが、法人の場合、正規の簿記のやり方での記帳(つまり複式簿記)が義務付けられています。

「取引先から法人化するように言われているが、法人化しても採算がとれる見込みがない。」「税理士報酬を払えない」というような場合は、法人化しても青色を選択せず、複式簿記ではなく簡易な簿記によって決算し、白色申告をするという場合もあります。

ただ、法人の場合むやみに白色申告をすると、税務事後調査の際に対応に困ることもありえます。

個人事業と違い法人の場合、白色申告はあくまで生活防衛のための非常手段と考えてください。

個人と同様に、期限内申告を怠ると法人についても青色の否認があります。

> **屋号で入札したい場合は、商号登記という方法もある**
>
> 個人事業の場合、建設業許可は基本的に個人名です。
> 許可の看板に〇〇工務店などと書かれていても、許可通知自体は個人名です。
> しかし、登記所で商号登記をすれば、個人でも商号(屋号)で建設業許可をとることが可能です。
> 法人化しなくても、許可が屋号であれば、屋号での入札参加も可能です。

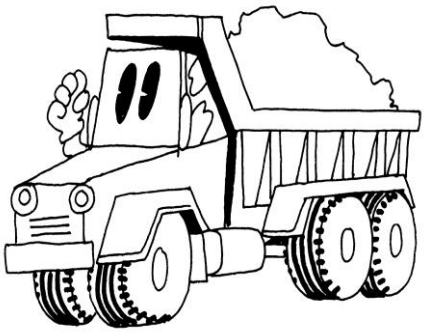

# 3　どのような会社をつくるのか

## 1)定款・役員・目的・所在地・資本金の意味

---　その会社はどのような営業をおこなうのか

法人設立は、必ずしも司法書士などの専門家に任せなくても自分で設立することも可能です。設立するだけならだれでも出来るのです。

一度設立した会社の登記事項を変えるには、その度に登録免許税がかかります。最初にどのような会社をつくるのか、しっかりした準備が必要です。

### ①　目的

建設会社の場合、会社の目的欄は建設業法にそった目的（※）をのせる必要があります。

（例）　×　鉄骨の溶接　　⇒　　○　鋼構造物工事業
　　×　サッシの取付、販売　⇒　　○　建具工事業

※ 建設業許可（申請・変更）の手引き参照　Ｐ.3～6

### ②　役員

現在の会社法には、役員の人数制限はありません。かつての有限会社のように役員1人でも設立可能です。

監査役はかつては株式会社の必須条件でしたが、小規模法人の場合、現在では必ずしも必要ではありません。

**監査役を必要としない法人の例**

◎株式を譲渡する際に会社の承認が必要である旨を定款に記載していること

◎取締役会を設置していないこと

### ③　資本金

資本金は、その会社の財産的な基礎を表します。

会社を設立後、建設業許可の取得を予定している場合は、一般建設業の場合は資本金のしばりはありませんが、特定建設業の場合は2000万円以上の資本金が必要です。

一般建設業の財産的基礎の要件として、500万円以上の預金等が必要です。

会社法では、資本金の制限はありませんので、1円でも設立可能ですが、資本金が少なければ少ないほど、赤字を出した時に債務超過（資本金より累積欠損の方が多い、資本の部の合計がマイナスの状態）になりやすくなります。

また、設立後に増資をしようとするとその度に登録免許税が必要になります。

**債務超過の例**

**資本金10万円、第1期が110万円の赤字の場合**

**（貸借対照表）**

| 資産の部 | 負債の部 |
|---|---|
| ＸＸＸ円 | ＸＸＸ円 |
| | 資本の部 |
| | 資本金　10万 |
| | 繰越利益　△110万 |
| | 純資産合計　△100万 |

**資本金額による違い**

| 資本金 | 会　社　法 |
|---|---|
| 1円～1000万円未満 | 取締役は１名から設定できます。<br>取締役会を非設置にすること、監査役を置かないこともできます。<br>株式が非公開の場合は、取締役の再任時期を１０年まで延長できます。 |
| 1000万円～2000万円未満 | |
| 2000万円～1億円未満 | 工事請負金額が 4000 万円以上の場合は特定建設業許可が必要です。但し、建築一式は6000万円以上 |

| 資本金 | 建設業法 |
|---|---|
| 1円～1000万円未満 | 建築一式以外の請負金額が500万円未満の場合、建設業許可は必要がありません。 |
| 1000万円～2000万円未満 | 建築一式工事は、請負金額が1500万円未満の場合、建設業許可は必要ありません。 |
| 2000万円～1億円未満 | 請負代金にかかわらず、木造住宅で延べ床面積が150㎡未満の工事は、建設業許可は必要ありません。 |

| 資本金 | 税　法　（概要） |
|---|---|
| 1円～1000万円未満 | 法人住民税の均等割額<br>・23区のみに事務所等を有する法人は東京都に7万円<br>・市町村のみに事務所等を有する法人は東京都に2万円と市町村に5万円の計7万円<br>消費税の課税事業者の判断については、4)項を参照 |
| 1000万円～2000万円未満 | 法人住民税の均等割額は、資本金により異なる<br>消費税は第1期から課税事業者 |

※ 法人税等の納付税額が無くても均等割りで納める税金があります。

※ 市町村の法人住民税均等割額は従業員50人以下の場合です。複数の自治体に支店がある場合は、それぞれの支店について均等割が発生します。
詳しくは、**東京都主税局の「均等割額の計算に関する明細書・記載の手引」**でご確認ください。

産業廃棄物の収集運搬許可の場合、決算書が債務超過であると、新規・更新の申請に際して、税理士・中小企業診断士などの資格を持つ方の意見書が必要となります。

### ④　本店所在地

法人登記は本店所在地の所轄の登記所でおこないます。

アパートでも登記可能ですが、引っ越しする時は本店移転登記が必要になります。ただし、居住用として借りている場合は、所有者の承諾が必要です。承諾がなければ本店にできません。

建設業許可での「主たる営業所」は、固定電話、FAX などの設置も必要です。

### ⑤　定款

定款は、会社の様々な決め事を定めたものです。

定款を変更する場合、会社法で定められている株主総会の決議事項は、定款によっても取締役会、その他の株主総会以外の機関の決議事項とすることはできません。

定款で記載しなくてはならない事項は、１.目的、２.商号、３.本店の所在地、４.設立に際して出資される財産の価額又はその最低額、５.発起人の氏名又は名称及び住所、６.株券発行の有無、７.株券を発行する場合の発行可能株式総数です。

## 2)法人にしても建設業許可が取れるとは限らない

よくある勘違いですが、法人をつくることと、建設業許可をとることは全く別の事です。

個人事業主の場合、建設業許可は事業主本人に対して与えられるものです。したがって、代替わりしたときに許可番号を引き継ぐことはできません。

法人の場合は、法人に対して許可が出されますので、役員が交代しても許可番号を引き継ぐことができます。

ただし、交代した役員の中で、建設業許可の「経営管理責任者」の資格要件を満たす方がいること、交代に際して旧役員と 1 日以上重複している(前任者が辞める前に就任している)ことが要件となります。

個人から法人成りした場合は、個人の許可番号を引き継ぐことはできません。

## 3)法人で収集運搬許可をとる場合

法人で産業廃棄物の収集運搬の許可をとる場合は、法人役員の中に都道府県産業廃棄物協会の開催する産業廃棄物収集運搬業許可申請に関する講習会を修了している方がいることが要件となります。

### 4)消費税の課税事業者の扱い

資本金 1000 万円未満の法人の場合、個人事業者と同様に消費税の課税業者となるのは、基準期間（2 年前）の課税売上高が 1000 万円以上となってからです。したがって、第 1 期の課税売上高が 1000 万円以上でも、課税事業者となるのは第 3 期からとなります。

上記に加え消費税の課税事業者となるのは、個人事業なら当年１月から６月までの課税売上高が 1000 万円を超えている場合で、翌年から課税事業者となります。しかし、同期間の給与等の支払額が 1000 万円以下の場合は課税業者となりません。どちらで課税事業者の判定をおこなうのかは、事業主に任せられています。法人事業所は、当期の最初の月から６か月で同様の判定をします。これを特定期間といいます。

新設法人の場合、最初の基準期間は免税事業者となりますので、課税売上高は税込売上高で判定します。

また、法人を設立した初年度の初日に資本金が 1000 万円を超えている場合は、売上高に係わらず設立当期及びその翌期は課税事業者になりますので注意が必要です。（第 3 期目からは基準期間の状況により判断します）

# 4　法人設立の手順

法人設立は、所属支部に相談することから始まります。

設立に必要な事項は、次のとおりです。

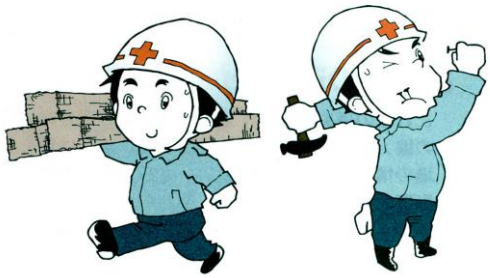

## 1）定款の内容を決めます

### (1)「商号」を決めます

「個人」のまま有限や株式の名をかたって営業活動をすると商法違反になります。設立してから会社の名前で活動をはじめましょう

まず会社の名前、「商号」を考えますが、そのさい「本命・二番手・三番手」くらいまで用意しましょう。

### (2)「目的」を考えます

「これからはじめる会社の事業は何か」ということです。

やる予定のある事業は入れておく必要がありますが、当面予定していない事業でも入れておくことはできます。

設立時の目的はいくつでも制限はありません。

### (3)類似商号の確認

会社法の適用により 2007 年 5 月より類似商号規制が廃止されたため、会社を設立する同一住所に同一の商号がなければ、好きな商号を登記することができるようになりました。

しかし、好きな商号を登記できるといっても、商標の権利侵害を免除されるわけではありません。したがって、商号を決定する前に商標調査をしておきましょう。

### (4)本店所在地を決めます

定款には、自治体名まででかまいません。

### (5)資本金の額を決めます

資本金のめやすは、個人でおこなっている事業の資産から負債を差し引いた額で考えます。一か月の売上を参考にしてもかまいません。

資金的に可能であれば建設業許可の要件に見合った金額とします。

資産：車両や機械・建物はもちろん売上の未収金（だいたい一か月分の売上）も含みます

負債：借入残高、材料等の未払金（一か月分の仕入や人件費）など

### (6)役員と役員の任期を決めます

役員は報酬(給与)が支給されなくとも経営に責任をもちます。取締役を２人以上にするときは、信頼できる人を選任しましょう。

株式会社では、役員の任期(最長 10 年)を決める必要があり、任期を満了すると役員の重任または変更登記をしなければなりません。期限内に登記しないと会社法違反となり罰金が科せられます。

### (7)営業年度を決めます

法人の営業年度は、定款にさだめます。何月を決算月にするかは自由です。

営業年度の最後の月(期末といいます)のあとに決算作業となります。仕事の「キリ」がつく月を選ぶと、仕掛かり工事が少なく仕事がたてこまないので、慎重に決算ができます。

設立初年度は、決算月の設定によって 12 カ月より少ない月数になることもあります。

> 個人事業主が法人を設立した年度の確定申告は、1 月から法人設立前の個人事業での所得と、法人設立後から 12 月までの役員報酬（または給与）を給与所得として両方を合算し翌年 3 月に申告をおこないます。

## 2)必要書類

### (1)印鑑証明の枚数

①発起人の印鑑証明

発起人とは、会社を作る人。つまり、出資をする人です。

**電子認証を使用する場合**

| 提出先 | 公証人役場 | 登記所 |
|---|---|---|
| 発起人 | 各 1 | |
| 代表取締役 | | 1 |
| 取締役 | | 1 |
| 監査役 | | 1 |

②取締役の印鑑証明

取締役とは、発起人（出資者、資本家）から経営を任された人を言います。発起人が取締役になっても問題ありません。

### (2)会社の実印をつくります。

会社を設立するために必要な項目が決まったら、会社の実印（代表取締役の印）を作りましょう。

※実印以外に銀行印や角印を作ることもあります。

### (3)委任状と書類への記名押印

設立までの流れは次のとおりです。(取締役会も監査役も非設置の小規模法人の場合)

## 押印する書類の一覧(株式会社)

**定款の認証**

| | |
|---|---|
| (ア) 定款<br>(イ) 定款を認証するための委任状<br>(ウ) 設立当初の発起人全員の実印・印鑑証明 | 提出先<br>公証人役場 |

↓

**資本金の払い込み証明**

| | |
|---|---|
| (ア) 出資金払い込み証明書<br>(イ) 出資金が振り込まれたことを示す預金通帳のコピー<br>定款認証後、代表者の個人の通帳に、発起人がそれぞれ出資金の振り込みをおこないます。(振込用紙に振込人の住所・氏名・金額を書くことが重要)振込後、預金通帳のコピーをとります。または、銀行に払込金受入証明書を発行してもらいます<br>(ウ) 会社の実印 | 出資金の払込<br>金融機関 |

↓

**設立の登記**

| | |
|---|---|
| ① 設立登記申請書及び印紙張付用紙<br>② 定款<br>③ 出資金払込証明書<br>④ 役員就任(代表取締役、取締役)承諾書<br>⑤ 役員の調査報告書<br>⑥ 資本金の額の計上に関する証明書<br>※ 預金通帳と資本金額の印字等<br>⑦ 登記申請の委任状<br>⑧ 会社の実印の印鑑届書<br>⑨ 取締役全員の印鑑証明書<br>⑩ 代表者印、取締役全員の実印 | 提出先<br>本店所在地の<br>登記所 |

# 5　設立後の処理

## 1）金融機関口座開設

会社名の口座をつくります。その際、金融機関では定款のコピーと会社の謄本（コピーはだめです）が必要です。

## 2）税務署・都区・市町村への届出書類

それぞれに個人の事業の廃止届、法人の設立届と定款のコピーと謄本を出します。個人事業の廃止届については、いままで給与所得で事業をしていなかった人や、定款の目的以外の事業を個人で続けていく人（たとえば不動産所得があるなど）は提出しません。

### (1) 市町村（担当は住民税係）

・「個人事業の廃止届」
・「法人設立(異動)報告書」、定款のコピーと謄本を添付します。

### (2) 東京都・区（都税事務所の事業税係）

・「個人事業の廃止届」
・「法人事業開始報告書」、定款のコピーと謄本を添付します。

### (3) 税務署

・「個人事業の廃止届」
・「法人設立届」、定款のコピーと謄本を添付します。
・「青色申告の承認申請書」　※法人青色申告を選択する場合。
・「減価償却資産の償却方法の届出書」
　提出しなければ、定率法になります。普通は定率法を採用します。

### ①　源泉徴収関係の届出（税務署）

・「給与支払事務所等の開設届出書」
・「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」（10 人未満の事業所）

源泉所得税は給与から天引き（徴収するという）し、預かった税金を税務署へおさめることが義務となっています。

役員はもちろん従業員の給与も税務署の「源泉徴収税額表」にもとづき徴収します。本来源泉所得税は毎月 10 日に納付しますが、社長を含めて 10 人以下の事業所は納期の特例の届出により 7 月 10 日までと 1 月 20 日までの年 2 回納付ですみます。

また 12 月支払いの給与の額がきまったら「年末調整」という給与所得者の所得税額の確定という実務をおこなうことになります。

### ②　個人の所得税の予定納税の７月（11 月）減額申請書

法人化しても、その年の個人事業の予定納税が見込まれる場合に提出をしない場合は予定納税通知書が送付されます。この申請書の提出期限は、原則として、７月減額申請の場合は７月 15 日、11 月減額申請の場合は 11 月 15 日です。

## 3)土建国保の「社保適用除外」について

法人には、社会保険＝健康保険（協会けんぽ）と厚生年金に加入する義務がありますが、1986 年に厚生省より通達が出され、設立と同時に(下段参照)日本年金機構に法人新規適用と厚生年金保険資格取得の届出をすれば、土建国保と厚生年金の組み合わせで加入することができます。このことを「社保適用除外」といいます。

土建国保には、設立以前から加入していることが必要です。

### (1)適用除外・厚生年金の適用手続

必要書類をそろえて支部事務所へ依頼してください。

① 法人の登記簿謄本と法人の実印、ゴム印

② 被保険者となる全員分の年金手帳(基礎年金番号のわかるものでも可)と認印
国民年金第３号被保険者に該当する配偶者がいる場合は、配偶者の年金手帳(基礎年金番号のわかるものでも可)
※年金手帳がない方や基礎年金番号が不明な方は、厚生年金保険資格取得の際に年金手帳再交付申請書を併せて届出します。

③ 法人の口座番号・銀行印（※口座振替申出書は後日でも可）

**適用除外申請は設立後すぐに手続を**

現在、原則として既設法人の代表者の適用除外申請は認められていません。

新設法人は原則として設立後 14 日以内、に手続きすることが必要です。上記期間経過後に手続きをした場合は、適用除外承認（土建国保との加入）は認められず、健康保険は協会けんぽとなります。

### (2)報酬の決定

厚生年金の手続きには、保険料を決定するための標準報酬月額を届け出る必要があります。役員報酬の他に、被保険者となる労働者全員の給与を決定します。

役員報酬（取締役の報酬）は、期中で変更する場合に一定の条件がありますので注意が必要です。決めた役員報酬は、毎月同額で支払います。役員報酬金額は、株主総会で決めます。会社設立時は、株主による設立総会で決定します。

**標準報酬月額の届出(厚生年金)**

法人を設立し新規適用する場合、標準報酬月額は予定額でおこないます。

**標準報酬月額変更届(厚生年金)**

固定的賃金の変動(昇給・降給等)により、標準報酬月額の等級に2等級以上の差が生じた場合は、月額変更届を提出し変更があった支払月の4カ月目から標準報酬月額が改定となり保険料が変わります。

※ただし60日以上経過すると役員は議事録と賃金台帳、従業員は出勤簿と賃金台帳が必要。

降給により月額が5等級以下となった場合も、上記同様

### (3)厚生年金の算定基礎届

社会保険、厚生年金の保険料は年に1回7月に算定基礎届を提出し保険料の算定がおこなわれます。原則として4、5、6月に支払われた3か月の給与平均によって保険料を決定するもととなる報酬月額が決まり、9月分の保険料から改定となります。なお、毎月の給与額が出勤日数や残業等で変動しても、保険料は9月分～翌年8月分までは固定となります(月額変更に該当した場合は除く)。

適用除外で土建国保に加入している方は、毎年算定基礎届にもとづく標準報酬決定通知書のコピーを国保組合に提出する必要があります。

## 4) 労働保険(労災保険、雇用＝失業保険)

建設業の場合、現場での労災保険については元請事業所が下請事業所を含め一括して加入します。事務所・作業場他での労災保険については自社で個別に手続きが必要です。加入手続きは労働基準監督署でおこないます。ただし、業種によっては製造業とされ建設業扱いにならない場合がありますのでご注意ください。

建設業以外の事業は労災保険、雇用保険ともハローワークで手続きをおこないます。

雇用保険は、被保険者の条件を満たす労働者を一人でも使っていれば個人事業所・法人、労働者の年齢問わず強制適用となります。雇用保険に加入する場合は、ハローワークで手続きをおこないます。

なお、労働保険の手続きは、「労働保険事務組合」となっている各支部の事務所でおこなえますのでご相談ください。

労災保険は、個人から法人へ事業が継続している場合、名義変更をするだけです。

労災保険料は、全額事業所負担となりますが、雇用保険料は、事業所と従業員で按分(あんぶん)をおこないます。

### (1)労災保険

労災保険法により、仕事でのケガや死亡事故は事業主(元請)の責任で、下請の労働者の災害も含めて災害補償する義務があります。労災保険はこの労働者の医療費や休業を保証するものです。

**法人化した際の労働保険(労災保険・雇用保険)の扱い**

| | 個　人 | 法　人 |
|---|---|---|
| 事業所労災<br>雇用保険 | 個人事業所で適用 ⇒ | 個人から法人へ名義変更するだけです |
| 一人親方労災 | 従業員なし、あるいは家族従事者のみ ⇒ | 変更なし |
| 保険料 | 個人も法人も同じです。 | |

### (2)雇用保険

労働者が失業しはたらく意思がありながら職につけないときに、労働者が職業安定所で手続きをし、失業給付(退職前の賃金の 5～8 割)を受けるものです。

・保険料・・・・・・ (料率は 2018 年度)
・建設業・・・・・・ 賃金月額×12/1000　(労働者負担分 4/1000 を給与から徴収)
・建設以外・・・・ 賃金月額× 9/1000　(労働者負担分 3/1000 を給与から徴収)

※毎月の給与額が変動するごとに、労働者負担分の徴収額も変わります。

### (3)労働保険の年度更新

労災保険・雇用保険は 4 月から 3 月が年度となっていて、毎年年度更新をおこないます。

必要な書類は、法人も個人も同じですが、個人で口座指定をしている場合は、法人口座に変更届けを出す必要があります。

**法定 3 帳簿**

賃金台帳(給与支払い明細)、労働者名簿、出勤簿(タイムカード、″出づら″など)を法定３帳簿と呼びます。

これらの法定帳簿は労働法令で３年間保存することが義務付けられています。

労働保険関係では、労働者のみが対象ですが、社会保険・厚生年金では、役員を含めて 3 帳簿が求められます。

## 5)法人役員は使用人か使用者か

小規模法人の役員は、経営者であるとともに現場では自ら先頭に立って仕事をしなくては工事が進まないという労働者的な側面があります。

使用人なのか使用者なのかは各法令によって違いがあります。

いままで、一人親方であった人が法人化して、新たに従業員を雇用すると、事業主特別加入が必要になりますので注意してください。

| | 個人事業主 | 法人役員 |
|---|---|---|
| 健保・厚生年金 | 適用対象外 | 社長を含めた常勤役員は適用対象<br>役員報酬月額によって保険料決定 |
| 労災保険 | 適用対象外<br>※特別加入により、条件付きで適用される<br>家族以外の従業員がいなければ一人親方労災でよい | |
| 雇用保険 | 適用対象外<br>※個人事業主も法人役員も失業しないとされている | |

## 6）就業規則

常時１０人以上の労働者を使用する事業場は、就業規則を作成し、労働者の過半数代表者からの意見書を添付し、所轄の労働基準監督署に届け出が必要です。

経営向上と従業員との関係を良好にするためには、１０人未満でも作成しておくことが大切です。

従業員が、東京建築カレッジに入学したときや、雇用保険関係の助成金を受けるためには必須となります。

**＊就業規則への記載が必要な事項**

**始業･終業時刻、休憩時間、休日 、賃金、退職に関すること**

就業規則の作成は支部に相談することができます。

# 資料編

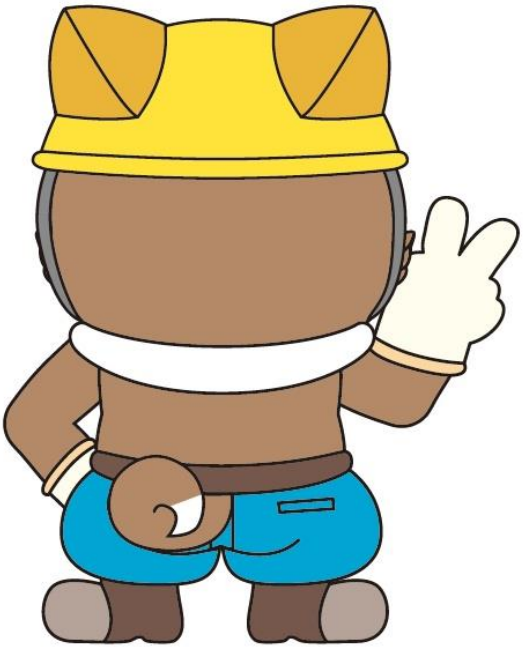

# 1　個人事業から法人成りの場合の税金負担の考え方・例

＜ 所得金額と課税 ＞

| 課税される所得金額 | 税率 | 控除額 |
|---|---|---|
| 195 万円以下 | 5% | 0 円 |
| 195 万円超から　330 万円以下 | 10% | 97,500 円 |
| 330 万円超から　695 万円以下 | 20% | 427,500 円 |
| 695 万円超から　900 万円以下 | 23% | 636,000 円 |
| 900 万円超から 1800 万円以下 | 33% | 1,536,000 円 |
| 1800 万円超から 4000 万円以下 | 40% | 2,796,000 円 |
| 4000 万円超 | 45% | 4,796,000 円 |

＜ 法人所得金額と課税 ＞

| 課税される所得金額（利益） | 税率 |
|---|---|
| 800 万円以下 | 22% |
| 800 万円超 | 30% |

＜ 給与所得金額 ＞

| 収入金額 | 給与所得控除額 |
|---|---|
| 1,625,000 円まで | 650,000 円 |
| 1,625,001 円から　1,800,000 円まで | 年収×40% |
| 1,800,001 円から　3,600,000 円まで | 年収×30%＋180,000 円 |
| 3,600,001 円から　6,600,000 円まで | 年収×20%＋540,000 円 |
| 6,600,001 円から 10,000,000 円まで | 年収×10%＋1,200,000 円 |
| 10,000,001 円から 12,000,000 円まで | 年収× 5%＋1,700,000 円 |
| 12,000,001 円以上 | 2,300,000 円 |

＜ 税負担の簡易事例 ＞　　（単位：円）

| 科目 | | 個人事業 | 会社（法人） | 社長 | 差額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | | 1,000 万円 | 1,000 万円 | — | |
| 経費となるもの | 社長給与 | — | 600 万円 | 600 万円 | |
| | 経費 | 400 万円 | 400 万円 | — | |
| | 給与所得控除 | — | — | 174 万円 | 174 万円 |
| 所得金額（利益） | | 600 万円 | 0 円 | 426 万円 | **−174 万** |
| 所得税（法人税） | | 約 77 万円 | 0 円 | 約 42 万円 | **−35 万円** |
| 住民税 | | 約 60 万円 | 7 万円 | 約 42 万円 | **−18 万円** |

＊ 一般的には事業所得が 500 万円を超えたら法人成りに税金負担でのメリットが大きくなると言われている。御社の事業計画（構想）ではこの金額をいくらで想定していますか。

# 2　経営自己診断チェックリスト

## 【 経営自己診断チェックリスト 】

| 自己診断チェック項目 | チェック項目の評価基準考 | 自己診断評価 | | | | | 評価点数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ．自社の技術・技能で「強み」だと思っているところはどんなところですか。 | | | | | | | |
| ① 工事の品質についてはかなり自信がある。 | 発注先なり施主からしばしば評価をいただく。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ② 工事の技術についてはかなり自信を持っている。 | 仕様書、設計図等に即対応できている。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ③ 工期については遅れたことがない。 | 追加工事等が発生した場合にも即対応している。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ④ 抱えている熟練技能者の技能水準が高い。 | 有資格者育成を意識的に取り組んでいる。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ⑤ 工事現場の工事進捗管理は円滑である。 | 工事工程管理、人工予算管理を意識的に進めている。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | 合　計 | | | | | |
| Ⅱ．売り方、受注の仕方で工夫しているところはどんなところですか。 | | | | | | | |
| ① 受注先(顧客)について狙いを定めて営業している。 | 狙いを定める基準を持っている。特定企業かエリアか等。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ② 受注先(顧客)の利益貢献度分析をおこなっている。 | 儲けさせてくれる顧客はどこかを把握している。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ③ 発注先(顧客)ごとの受注高の増減分析をおこなっている。 | 受注増減が発注先の増減なのか、それとも別の理由か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ④ 発注先へのアドバイス、提案等を意識的におこなっている。 | 良く話を聞いてくれて有益なアドバイスが返ってくる。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ⑤ 仕事の情報収集ルートについて工夫している。 | 人脈情報、取引先情報、既存顧客情報の収集の仕組み。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | 合　計 | | | | | |
| Ⅲ．工事の採算管理はぬかりなくおこなっていますか。 | | | | | | | |
| ① 積算見積段階で工事利益を概算している。 | 見積積算が組めない工事の場合にも一応考える。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ② 実行予算を組んで工事利益管理をおこなっている。 | 実行予算管理は建設業の利益管理の要。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ③ 実行予算の進捗管理を出来高管理を通じておこなっている。 | 進捗管理なくして実行予算の達成はおぼつかない。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ④ 追加工事等について追加工事金額交渉をおこなっている。 | 実行できるかどうかで持ち出し回避の水準が決まる。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ⑤ 工事進捗に見合った投入人工管理をおこなっている。 | 現場管理の要である。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | 合　計 | | | | | |
| Ⅳ．どういう事業(商売)にしたいかを考えていますか。 | | | | | | | |
| ① 工事売上高(年商)規模について目標を持っている。 | １千万円、３千万円、５千万円、１億円、３億円等。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ② 毎期目標とする利益の額を設定している。 | 利益を獲得する計画を頭の中で具体的に描くこと。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ③ 自分の報酬について目標を持っている。 | 多いことにこしたことはないが現実的な目標をいう。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ④ 従業員の給与水準について目標を持っている。 | 世間相場は最低水準と考えたい。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ⑤ ５年後の「事業の姿・形」を考えたことがある。 | 顧客や地域から期待される「事業の姿・形」はどんなもの。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | 合　計 | | | | | |
| Ⅴ．社長の構えは時代の変化に対応していますか。 | | | | | | | |
| ① 社長とは仕事を創る人、取ってくる人と考えている。 | 仕事はもらうもの、出てくるものと考えていないか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ② 商売とは変化があるから面白いと考えている。 | 困難を環境変化を理由にして消極的になっていないか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ③ 「撤退」の決断を辞さない覚悟はある。 | 「覚悟ができれば道は拓ける」との例えもある。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ④ 事業に賭ける情熱と行動は誰にも負けない自信がある。 | これが続く限り事業は消滅しない。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ⑤ 事業を伸ばすことが自分の使命だと思っている。 | 「食べる」だけを考えていては現実と戦えない。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| | | 合　計 | | | | | |

〔2017年6月27日・作成〕

## 【 経営自己診断評価 】

〔 評価点数記入要領 〕

| 自己診断評価 | 評価基準 | 評価点数 |
|---|---|---|
| 5 | 設問の内容をほぼ充足している。 | 10点 |
| 4 | 設問の内容には若干追いつかない部分もあるがかなり充足している。 | 7点 |
| 3 | 設問の内容からすればほぼ50%程度だと考えられる。 | 5点 |
| 2 | 設問の内容に照らすと相当不十分である。 | 3点 |
| 1 | 設問の内容を殆ど満たしていない。 | 1点 |

〔 評価点数集計表 〕

| 経営自己診断チェックリスト項目 | 評価点数合計 |
|---|---|
| Ⅰ．自社の技術・技能で「強み」だと思っているところはどんなところですか。 | |
| Ⅱ．売り方、受注の仕方で工夫しているところはどんなところですか。 | |
| Ⅲ．工事の採算管理はぬかりなくおこなっていますか。 | |
| Ⅳ．どういう事業(商売)にしたいかを考えていますか。 | |
| Ⅴ．社長の構えは時代の変化に対応していますか。 | |
| 総合計 | |

〔 総合評価点数に診る経営力評価 〕

| 自己診断評価点数 | 評価基準 |
|---|---|
| 201点 ～ 250点 | 総合的な経営力を備えており、積極的な事業展開が期待される。 |
| 146点 ～ 200点 | 若干不十分なところもあるが、総合的な経営力を備えている。問題点の克服が課題。 |
| 105点 ～ 145点 | 経営に必要な機能にアンバランスがある。「強み」を活かしつつ、問題点の克服が必要。 |
| 51点 ～ 104点 | 経営全般についての見直しが必要。「強み」を活かした事業展開に力を集中する。 |
| 50点以下 | 経営全般についての根本的な見直しが必要。 |

この「法人対策の手引き」は、2012 年 7 月に西多摩支部で作成されたものをもとに、本部で再編集したものです。

もととなった手引きは、これまで西多摩支部で編集されてきた、各種の経理・法人対策のパンフ（法人設立の話 1996 年 4 月、法人の記帳・決算の仕方 1996 年、“実践”記帳の手引き・法人廃業の話 1999 年 7 月）を統合し、2012 年 7 月に作成されたものです。

今回、西多摩支部のご協力により、本部で再編集後、発行することができました。心より感謝申し上げます。

また、再編集にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

2018 年 3 月 9 日　東京土建本部・税金経営対策部